

コンビナートに対策を行いたい

No.28

国土交通省、内閣府

税制優遇

(開始年度) 平成26年度

支援の名称

非常災害時におけるエネルギー物資の 海上輸送機能確保 (民有護岸等の改良に対する支援制度)

制度の
趣旨・背景

非常災害が発生した際に、コンビナート港湾におけるエネルギー物資の海上輸送機能を確保します。

制度の
内容

民間事業者や関係行政機関と連携し、災害発生時における行動計画を策定するとともに、民間事業者が実施する耐震改修等の取り組みを推進します。

■無利子貸付

・貸付率

国：港湾管理者：民間事業者 = 3：3：4

■税制措置

・税制措置

法人税の特例措置（特別償却（20%））、固定資産税の特例措置（5年間、課税標準2/3）

対象と
なる方

支援の対象となる施設は以下になります。

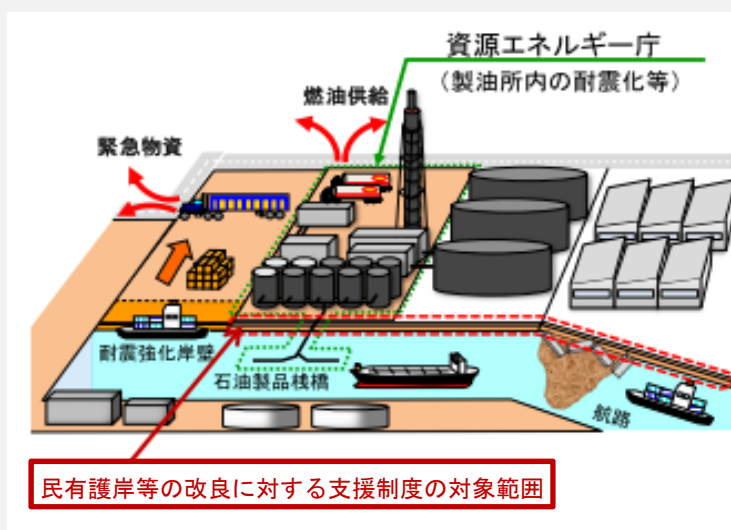
■対象施設

・無利子貸付、固定資産税への特例措置

耐震強化岸壁等に至る航路沿いの護岸、岸壁、物揚場

・法人税の特例措置

航路沿いの護岸、岸壁、栈橋



問い合わせ
先など

国土交通省 港湾局 海岸・防災課
TEL：03-5253-8111（内線46-723）